

令和7年2月10日からマイナンバーカードを米原市 福祉医療費受給者証として利用できるようになりました

福祉医療費受給者証と診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の活用をご検討ください

医療費助成の受給者証及び診察券の マイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります

**①医療保険の資格情報と一緒に
医療費助成の受給者証情報も取り込み！**

マイナンバーカードでの受付時、患者が利用を選択すると
医事職員がオンライン資格確認経由で医療費助成情報を確認可能になります。

資格確認
結果 + 医療費
助成情報

・公費負担者番号
・自己負担上限
...etc

**②マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)**

新規
顔認証付きCR利用者リスト

既存
患者受付登録一覧

自動または手動で連携

改修で新規にできる顔認証付きCR利用者リストから、患者氏名や生年月日、
患者番号等の情報を既存の患者受付登録一覧に連携が可能になります。

自治体

医療費助成情報をオンライン
で医療機関等と連携

医療機関・薬局

医療費助成情報
CR利用者リスト

データ連携により、医療事務
コストが削減できる！

患者

受給者証 健康保険証 診察券

マイナンバーカード1枚で受診可能に！

補助内容のご案内

- ① 受給者証情報のオンライン取得、② 受給者証情報のオンライン取得とマイナ診察券で受付、③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修に対する補助金制度が用意されています。
- ※薬局向けの補助金は①のみです。



① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

米原市は
実施対象地域です

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和8年3月末時点で、**全国622自治体（41都道府県、581市町村）で運用されています。**また、**全国約6.9万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了**しています。
- ※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 運用を開始している自治体や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP(下記QRコード参照)でご確認ください。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額

診療所、 薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)
病院	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら
医療費助成のオンライン資格確認の
運用を開始している自治体の一覧はこちら
<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>





② 医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付ができる！

(マイナバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。

※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

診療所		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
病院	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等が改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけでなく、購入した際のオプション費用も補助の対象となります。



③ マイナ診察券で受付ができる！

(マイナバーカード)

- レセコン改修等により、診察券の機能をマイナバーカードに一体化できます。診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

診療所		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
病院	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等が改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけでなく、購入した際のオプション費用も補助の対象となります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください)

申請期間

2026(令和8)年5月15日 から 2026(令和8)年9月30日 まで

※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、また、昨年度より申請期間が短いため、改修が完了し、申請書類がご準備できましたら、お早めの申請をお願いします。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請してください

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください

- ① 領収書 ② 領収書内訳書
③ システム改修に係るチェックシート (ベンダーに記入してもらってください)



補助金の申請手続きは以下から行えます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



■ お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）
土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

■ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

